

にほんご  
日本語

がいこくじん  
外国人のための

せいかつ  
生活ガイドブック

ふじおかし  
藤岡市



ふじおかし がいこくじん せいかつ  
藤岡市 外国人のための生活ガイドブック

もくじ  
目次

がいこくじんじゅうみん じゅうみんとうろく  
外国人住民の住民登録について……………1

ぜい のうぜい  
税と納税について……………4

こくみんけんこうほけん  
国民健康保険について……………5

こくみんねんきん  
国民年金について……………7

かいごほけん  
介護保険について……………8

けんこう ほけん  
健康と保健について……………9

だ かた  
ごみの出し方について……………11

ひなんじょ に  
避難所(逃げるところ)について……………14

かくしゅそうだん  
各種相談について……………16

がいこくじんそうごうそうだん  
ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター……………17

すいどう しょう  
水道の使用について……………18

# がいきくじんじゅうみん じゅうみんとうろく 外国人住民の住民登録について

といあわ ほんちよう しみんか  
問合せ 本庁 : 市民課 ☎0274-40-2256  
おにしそごうししよ おにししんこうか  
鬼石総合支所 : 鬼石振興課 ☎0274-52-3111

## がいきくじん じゅうみんとうろく 1 外国人の住民登録について

か き がいとう がいきくじんじゅうみん にほんじん どうよう じゅうみんきほんだいちょうせいど たいしやう じゅうみん  
下記に該当する外国人住民は、日本人と同様に住民基本台帳制度の対象です。住民  
とうろく  
登録をすることで、市のサービスを受けることができます。また、じゅうしよ しょうめい  
住所を証明する  
じゅうみんひやう うつ せいきやう  
住民票の写しを請求することができます。

じゅうしよ へんこう とどけて ひつやう  
住所を変更するときは届出が必要です。

### ● たいしやう がいきくじんじゅうみん 対象の外国人住民

- げつ こ ちゅうちやうきざいりゅうしや ざいりゅうしかく がいきくじん ざいりゅうしかく  
・ 3か月を超える中長期在留者（在留資格のある外国人。ただし、在留資格が  
たんきたいざい ひと ふく  
「短期滞在」の人は含まれません。）
- とくべつえいじゅうしや  
・ 特別永住者
- いちじひ ごきよかしよ かりたいざいきよかしよ  
・ 一時庇護許可書、仮滞在許可書
- しゅっせい こくせきそうしつ けいかたいざいしや  
・ 出生や国籍喪失による経過滞在者

## じゅうしよ へんこう てつづ 2 住所の変更の手続きについて

じゅうしよ へんこう てつづ かなら がいきくじんじゅうみんほんにん ざいりゅう とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ  
住所の変更の手続きは、必ず外国人住民本人が在留カードか特別永住者証明書を  
も 持って てつづ  
手続きしてください。

## ● 転入届

日本に入国して藤岡市に住所を定めるときや他の市町村から藤岡市へ住所を変更したときは、転入した日から14日以内に転入の届出をしてください。転入の届出には次のものがが必要です。

### ○ 国外から転入したとき

→ 在留カードか特別永住者証明書

→ パスポート

### ○ 他の市町村から転入したとき

→ 従前の住所地の市町村で発行した転出証明書またはマイナンバーカード

→ 在留カードか特別永住者証明書

## ● 転居届

藤岡市内で住所を変更した日から14日以内に在留カードか特別永住者証明書を  
もって、転居の届出をしてください。

## ● 転出届

藤岡市から他の市町村へ住所を変更するときは、在留カードか特別永住者証明書を  
もって転出の届出をしてください。届出を受け付けると転出証明書を交付します。

転出証明書は、新しい住所地での転入届に必要です。

## 3 住民票の写しの交付請求について

住民票の写しは、本人と同じ世帯の人の居住関係について証明するものです。本人  
や同じ世帯の人は、住民票の交付を請求することができます。在留カードなど写真付きの  
身分証明書を  
もって請求してください。

## 4 その他<sup>た</sup>

### ● 在留カード<sup>ざいりゅう</sup>について

在留カード<sup>ざいりゅう</sup>の更新<sup>こうしん</sup>などの申請<sup>しんせい</sup>は、入国管理局<sup>にゅうこくかんりきょく</sup>で手続<sup>てつづ</sup>きします。管轄<sup>かんかつ</sup>の入国管理局<sup>にゅうこくかんりきょく</sup>は次<sup>つぎ</sup>のとおりです。

### ■ 東京入国管理局<sup>とうきょうにゅうこくかんりきょく</sup> 高崎出張所<sup>たかさきしゅつちやうじょ</sup>

〒370-0829 群馬県高崎市高松町26-5 高崎法務総合庁舎<sup>たかさきほうむそうごうちやうしゃ</sup> 1階<sup>かい</sup>

☎027-328-1154

※期限<sup>きげん</sup>が切れた<sup>き</sup>在留カード<sup>ざいりゅう</sup>では、藤岡市<sup>ふじおかし</sup>の手続<sup>てつづ</sup>きはできません。

● 特別永住者証明書<sup>とくべつえいじゆうしやしやうめいしよ</sup>の更新<sup>こうしん</sup>などの手続<sup>てつづ</sup>きは、藤岡市<sup>ふじおかし</sup>で手続<sup>てつづ</sup>きします。詳しいことは聞<sup>くわ</sup>いてください。



# 税と納税について

問い合わせ 税額や課税に関すること 税務課 ☎0274-40-2231  
納付や納税相談に関すること 納税相談課 ☎0274-40-2803

## 1 暮らしと税金

外国人が外国で生活していると、その住んでいる地域のいろいろな公共サービスを受けることができます。そのため日本で働き、一定の収入や資産を得たときは税金を納めなければなりません。（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）

また、本人や家族が病気やけがなどで日本の医療にかかったときは、少ない自己負担で医療サービスを受けることができます。この制度もみなさんの税金でまかなわれています。（国民健康保険税）

あなたのところへ税金の通知が届いたら、いつまでに払わなければならないか確認してください。必ず納めてください。分からないときは早めに相談してください。

日本は世界的にも安全で安心な法治国家です。法治国家では外国人も日本人と同じサービスを受ける権利が保証されています。ただし、納税などの義務を果たさなければなりません。なお、納税・相談に応じない人には滞納処分で強制的に徴収します。

## 2 市役所で取り扱う税金と納付場所

### ●取り扱う税金

市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税

### ●納付場所

市内に店舗がある銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行  
(郵便局)・コンビニエンスストア

本庁舎…納税相談課(7番窓口)・鬼石総合支所…鬼石振興課

問い合わせ 本庁 : 保険年金課 ☎0274-40-2259  
おにしそごうししよ おにししんこうか  
鬼石総合支所 : 鬼石振興課 ☎0274-52-3111

## 1 公的医療保険の種類

A 被用者保険…会社などで働く人とその家族が加入する保険

B 国民健康保険…市町村が運営する保険（A以外の方が加入する保険で、医療費の30%で診察を受けることができます。）

※保険に加入しないと、医療費の全額を本人が支払わなければなりません。

## 2 加入の資格

藤岡市に住民登録をしている外国人で、3か月を超えて滞在する人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

## 3 加入の届出

藤岡市に転入（入国）したときや会社などの健康保険をやめたとき（会社などの健康保険をやめた証明書が必要）などは、必ず14日以内に届出してください。保険証はその場で発行します。保険証は、医療機関などで見せてください。また、藤岡市を転出（出国）したときや会社などの健康保険に加入したときなどは、保険証を返還してください。

---

## 4 国民健康保険税

国民健康保険に加入したら必ず保険税を納める義務があります。

保険税を納めるのは国民健康保険の被保険者の資格を得た月の分からで、加入の届出をした日ではありません。届出が遅れるとさかのぼって保険税を納めなければなりません。

---

## 5 高額療養費

一人の人が1か月に、医療機関に支払った自己負担金が限度額を超えたとき、その超えた分が後で高額療養費として世帯主へ支給されます。

なお、高額療養費に該当する場合、対象となった月の翌々月下旬以降に、申請を知らせる通知を世帯主へ送りますので、必要なものを持って申請してください。

---

## 6 療養費

しかたなく保険証で治療を受けることができなかったときや、医師が必要と認めたコルセットなどを購入したときは、かかった費用をいったん支払います。その後、申請で認められると、自己負担以外の費用を医療費として世帯主へ払い戻します。

---

## 7 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、世帯主へ支給されます。

※他の保険から支給されるときは対象となりません。

---

## 8 葬祭費

国民健康保険に加入している人が死んだとき、その葬祭を行った人へ支給されます。



## 9 健康診査など

40歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している人を対象に「特定健康診査」を実施します。また、35歳以上の加入している人を対象に「人間ドック」を実施します。

## 国民年金について

問い合わせ 本庁 : 保険年金課 ☎0274-40-2259  
鬼石総合支所 : 鬼石振興課 ☎0274-52-3111

## 1 国民年金について

公的年金は、老齢、障害、遺族になったとき、生活資金の支給を受けるための社会保障制度です。

住民登録をした人で20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することになっています。

国民年金に加入する手続きは、住民登録した市区町村の国民年金の窓口で行います。

住民登録をするとき、忘れずに国民年金の加入の手続きをしてください。(手続きにパスポートが必要です。)

※日本の会社や工場で働いている人は、厚生年金保険に加入するので、国民年金の加入の手続きは必要ありません。

## 1 かいごほけん 介護保険について

「介護」は年をとって、普段の生活に助けがいたる人の世話をすることです。

介護保険は、高齢者の介護を家族だけではなく社会で支える制度です。介護をみんなで支え合うことで、安心して老後を暮らすことができるしくみです。

加入している人が保険料を出し合います。介護が必要になったとき、要介護認定を受けて、介護サービスを利用することができます。

原則40歳以上の人が全員加入します。

藤岡市に住み登録している外国人で、在留期間が3か月を超える人や、3か月以下であっても入国目的や入国後の生活実態から3か月を超えて滞在すると認めることができる人は加入しなければなりません。

## 1 子どもの健康

問い合わせ 子ども課 ☎0274-40-2385

- 妊娠したら、母子健康手帳の交付を受けてください。

交付する場所：保健センター

- 赤ちゃんが元気に育つように

○ 赤ちゃんの育て方など心配なことを相談してください。保健師などが相談に応じます。

○ 乳幼児健康診査や予防接種を受けてください。育児や食事についていろいろな相談もできます。日程や会場などは広報紙やホームページで確認してください。

- ・ 乳幼児の健康診査

4か月児健康診査、1歳児健康診査、1歳6か月児健康診査、

3歳児健康診査、5歳児健康診査

- ・ 予防接種（医療機関接種）

BCG、4種混合、麻疹風疹混合 など



## 2 おとなの健康診断

問い合わせ 健康づくり課 ☎0274-40-2808

- 健康診断や健康相談を受けてください。

けんしん しゅるい じゅしん ひと ちが くわ こうほうし  
健診の種類によって受診できる人が違います。詳しいことは広報紙やホームページ  
などを見てください。

●けんしん しゅるい  
健診の種類

けっかく はい けんしん い だいちょう けんしん しきゅう にゅう こうじょうせん けんしん ぜんりつせん  
結核・肺がん検診、胃・大腸がん検診、子宮・乳・甲状腺がん検診、前立腺がん  
けんしん かんえん けんしん  
検診、肝炎ウイルス検診

## ごみの出し方について

問い合わせ

清掃センター

☎0274-23-8305

鬼石資源化センター

☎0274-52-6653

家庭から出るごみは、「燃えるごみ（燃やすことができるごみ）」「燃えないごみ（燃やすことができないごみ）」「資源ごみ」などに分けて、「決められた袋」で「決められた曜日の朝7時から朝8時30分まで」に「決められたごみステーション」へ出してください。

収集日は、家庭ごみ収集日程表を見てください。

### 1 燃えるごみ（燃やすことができるごみ）

【藤岡市の赤文字の指定袋（スーパーなどで販売しています）に入れてください】

・生ごみ、おむつ、プラスチック容器、皮製品（かばん・くつなど）、布類

※生ごみはよく水をきってください。

### 2 燃えないごみ（燃やすことができないごみ）

【藤岡市の黒文字の指定袋（スーパーなどで販売しています）に入れてください】

・割れたビン、なべやフライパン、かさ、はさみ、小型の電気製品（ドライヤーなど）

※包丁や割れたガラスなどの危険物は布や紙に包んでから出してください。

### 3 資源ごみ

【透明か半透明の袋（スーパーのレジ袋などに）に入れてください】

・カン類

※中身を出して軽くすすいで青いカゴに出してください。

※空き缶は水洗いしてください。

・ビン類

※透明のビンは白いカゴ、色つきのビンはオレンジのカゴに出してください。

・ペットボトル

※フタを取って軽くすすいで、ラベルやシールはとってください。

※ペットボトルは緑のカゴ、キャップは赤いカゴに出してください。

・トレイ

※トレイを洗って青い網袋に出してください。

---

## 4 古紙

【種類ごとに紙ひもなどでしばって出してください】

・新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック

---

## 5 有害ごみ

・乾電池

【透明、半透明の袋に入れて赤いカゴに出してください】

・蛍光管

【蛍光管の入っていたケースに入れて、赤いカゴに出してください】

・スプレー缶、カセットボンベ

【使い切<sup>つか</sup>って穴<sup>き</sup>をあけず<sup>あな</sup>に、赤<sup>あか</sup>いカゴ<sup>だ</sup>に出<sup>だ</sup>してください】

## 6 粗大<sup>そだい</sup>ごみ

【ごみステーションへ出<sup>だ</sup>すことができないので、清掃<sup>せいそう</sup>センターへ持<sup>も</sup>ち込<sup>こ</sup>んでください】

・机<sup>つくえ</sup>、イス、家具<sup>かぐ</sup>、ふとん、自転車<sup>じてんしゃ</sup>

## 7 処分<sup>しょぶん</sup>することができないごみ

家電<sup>かでん</sup>リサイクル対<sup>たい</sup>象<sup>しょう</sup>品<sup>ひん</sup>目<sup>もく</sup>であるテレビ、冷蔵<sup>れいぞう</sup>（冷凍<sup>れいとう</sup>）庫<sup>こ</sup>、洗濯<sup>せんたく</sup>機<sup>き</sup>、エアコン、衣類<sup>いるい</sup>  
乾燥<sup>かんそう</sup>機<sup>き</sup>は家電<sup>かでん</sup>販<sup>はん</sup>売<sup>ばい</sup>店<sup>てん</sup>に依<sup>い</sup>頼<sup>らい</sup>してください。リサイクル料<sup>りようきん</sup>金<sup>きん</sup>・運搬<sup>うんぱん</sup>料<sup>りようきん</sup>金<sup>きん</sup>がかかります。

タイヤ・ガスボンベ・消火<sup>しょうか</sup>器<sup>き</sup>・ブロッ<sup>く</sup>ク・コンクリートなどは購<sup>こう</sup>入<sup>ゆう</sup>先<sup>さき</sup>や専<sup>せん</sup>門<sup>もん</sup>業<sup>ぎょう</sup>者<sup>しゃ</sup>へ  
依<sup>い</sup>頼<sup>らい</sup>してください。

### ★注意<sup>ちゅうい</sup>★

「燃<sup>も</sup>やすことができるごみ」「燃<sup>も</sup>やすことができないごみ」「資<sup>し</sup>源<sup>げん</sup>ごみ」を一<sup>いっ</sup>緒<sup>しょ</sup>  
に出<sup>だ</sup>したり、曜<sup>よう</sup>日<sup>び</sup>や時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>、場<sup>ば</sup>所<sup>しょ</sup>などを守<sup>まも</sup>らないでごみを出<sup>だ</sup>すと近<sup>きん</sup>所<sup>じょ</sup>とのトラブ<sup>ら</sup>ル  
の原<sup>げん</sup>因<sup>いん</sup>になります。必<sup>かな</sup>ずル<sup>る</sup>ールを守<sup>まも</sup>ってください。分<sup>わ</sup>からないときは聞<sup>き</sup>いてく  
ださい。

## 避難所（逃げるところ）について

問い合わせ 地域安全課 ☎0274-22-7444

藤岡市の避難所は下の表のとおりです。大雨や地震などの災害が発生したら、すぐに逃げてください。避難の状況によって、地区は関係なく、みなさんの判断で近くの安全な避難所に逃げてください。

避難所	住所	電話番号
東中学校	本郷786	22-0761
藤岡公民館	藤岡1639-5	22-0534
藤岡工業高校	下戸塚47-2	22-2153
北中学校	下栗須283-2	22-1352
群馬医療福祉大学	藤岡787-2	24-2941
藤岡第二小学校	藤岡991	22-0854
藤岡第一小学校	藤岡1848-2	22-0549
藤岡市総合学習センター	藤岡1485	50-8228
みかぼみらい館	藤岡2728	22-5511
神流小学校	下戸塚190	22-2444
藤岡中央高校	中栗須909	24-6660
小野小学校	森541	22-2546
小野中学校	立石407	24-0104
西中学校	上大塚639	22-0704
美土里小学校	下大塚222	22-2545
藤岡北高校	篠塚90	22-2308
長津公会堂	上落合401-1	
七輿の門	上落合805-5	
美九里東小学校	本郷2067	22-0813



みくりこうみんかん 美九里公民館	じんだ 神田945	22-1334
みくりにししょうがっこう 美九里西小学校	さんぼんぎ 三本木769	22-1945
ほみこうかいどう 保美公会堂	ほみ 保美130-1	
コミュニティセンターやすらぎ	さんぼんぎ 三本木543-6	24-0057
たかやまかみこうかいどう 高山上公会堂	たかやま 高山1219-3	
にしひらいこうかいどう 西平井公会堂	にしひらい 西平井1102-6	24-1301
ひらいしょうがっこう 平井小学校	みどの 緑埜388	22-0705
ひがしひらいこうみんかん 東平井公民館	ひがしひらい 東平井1088-1	
しろいしこうみんかん 白石公民館	しろいし 白石757	24-6468
みつぎこうかいどう 三ツ木公会堂	みつぎ 三ツ木471	
ひのしょうがっこう 日野小学校	かない 金井658	22-0824
きゅうひのちゅうおうしょうがっこう 旧日野中央小学校	しもひの 下日野2246	
かしまじゅうみん 鹿島住民センター	しもひの 下日野3054-1	
きゅうひのにししょうがっこう 旧日野西小学校	かみひの 上日野886	
おがしわこうかいどう 小柏公会堂	かみひの 上日野443-1	
ならやまこうみんかん 奈良山公民館	かみひの 上日野117	28-0225
みかぼこうかいどう 御荷鉾公会堂	かみひの 上日野3-64	
おにししょうがっこう 鬼石小学校	おにし 鬼石439	
おにしちゅうがっこう 鬼石中学校	おにし 鬼石235-1	52-2756
おにしきたしょうがっこう 鬼石北小学校	じょうぼうじ 浄法寺842	52-2750
おにしたもくてき 鬼石多目的ホール	おにし 鬼石158	52-2754
たいけんがくしゅうかん 体験学習館	ゆずりはら 譲原1089-2	20-3011
ゆずりはらぼうさい 譲原防災センター	ゆずりはら 譲原1722-1	52-2300
ほみのやま 保美濃山コミュニティセンター	ほみのやま 保美濃山1867	
さかはら 坂原コミュニティセンター	さかはら 坂原789-1	
みはらごくしゅうかいじよ 美原五区集会所	さかはら 坂原1678	
ほくくしゅうかいじよ 法久集会所	さかはら 坂原2276	

※母国語だけの対応はできません。通訳のできる人と一緒に来てください。

## 1 法律相談

けっこん りこん かね か か こうつうじこ かていないもんだい しんばい べんごし  
結婚・離婚、お金の貸し借り、交通事故、家庭内問題などの心配ごとについて弁護士が  
そうだん おう  
相談に応じます。

■相談日 本庁：毎月第1・3金曜日、偶数月の第2木曜日

おにしこうみんかん きすうづき だい もくようび  
鬼石公民館：奇数月の第4木曜日

■相談時間 午後1時～4時

■相談場所 市役所本庁、鬼石公民館

■申込 事前に予約が必要です

## 2 人権相談

いじめ、虐待、差別などの人権問題について人権擁護委員が相談に応じます。

■相談日 本庁：毎月第2・4金曜日（※6・12月は別日程）

おにしこうみんかん がつ だい もくようび  
鬼石公民館：4・7・9・12月の第3木曜日

■相談時間 午後1時～3時

■相談場所 市役所本庁、鬼石公民館

### 3 行政相談

行政機関への意見や要望について行政相談委員が相談に応じます。

- 相談日 本庁：毎月第2・3水曜日  
鬼石公民館：毎月第3木曜日
- 相談時間 午後2時～4時
- 相談場所 市役所本庁、鬼石公民館

### ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・教育など、直接センターに行くか、電話すれば母国語で相談員が答えてくれます。

- 場所 群馬県庁昭和庁舎1階（前橋市大手町1-1-1）
- 時間 午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）
- 言語 相談員：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語  
その他言語：翻訳機（11以上の言語）、やさしいにほんご
- 電話 027-289-8275



## 1 水道を使い始めるとき、止めるとき

でんわ など で はや れんらく  
電話などで早めに連絡してください。

どにち しゅくじつ えいぎょう へいじつ れんらく  
※土日、祝日は営業していません。平日に連絡してください。

## 2 料金の支払い

しはら のうふしょ か ぎんこう しんようきんこ しんようくみあい ろうどうきんこ のうきょう  
支払いは、納付書に書かれている銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうち  
ぎんこう コンビニエンスストア、じょうげすいどうぶ まどぐち しはら  
よ銀行、コンビニエンスストア、上下水道部の窓口で支払うことができます。

きげん しはら ばあい よくげつ とくそくじょう おく  
※期限までに支払いがされない場合には、翌月に督促状を送ります。